

# 鳥取縣公報

第 千 五 十 七 號

昭和十四年八月二十二日

火 曜 日

本書ノ大キサ國定規格A5判

## 告 諭

### 鳥取縣 告 諭

支那事變勃發以來既ニ二年有餘 稜威ノ下皇軍將兵ノ勇戰奮闘ト銃後國民ノ熱誠ナル協力トニ依リ  
 未曾有ノ戰果ヲ收メタリ  
 然リト雖モ聖戰所期ノ目的ヲ貫徹シ以テ東亞新秩序ノ建設ヲ完成センガ爲ニハ更ニ國民精神ノ發揚  
 ト國家總力ノ發揮トニ俟タザルベカラズ  
 顧フニ事變勃發直後實施セラレシ國民精神總動員ハ國民舉ツテ盡忠報國ノ精神ヲ振起シ之ヲ日常生  
 活ノ間ニ實踐シ來レリト雖モ今後局面ノ益々重大ナルベキヲ想起スルトキ更ニ一層ノ強化ヲ必須ト  
 ス是レ政府ガ曩ニ其ノ新展開ノ基本方針ヲ定メ全國民ノ決意ヲ新ニ銳意之ガ實效ヲ擧ゲンコトヲ  
 期セラルル所以ナリ因テ茲ニ毎月一日ヲ興亞奉公日ト定メラレ之ヲ恒久實踐ノ源泉タラシメ全國民  
 ガ特ニ戰場ノ勞苦ヲ想ヒ自肅自省の確ニ之ヲ實際生活ノ上ニ具現シ一億一心興亞ノ大業ヲ翼賛シ以  
 テ國力ノ増強ヲ圖リ強力日本ノ建設ニ邁進スルノ日トセラレタリ  
 本縣亦政府ノ方針ニ準據シ自今毎月一日ヲ以テ興亞奉公日ト定メ曩ニ示セル本縣經濟戰對處生活刷  
 新事項ノ實踐ヲ強調スルノ外特ニ實踐要項ヲ定メ之ガ勵行ヲ期スルコトト爲セリ縣民宜ク念ヲ

此ニ效シ日本精神ニ自覺シ同心協力日常生活ノ實踐ヲ通シテ奉公ノ誠ヲ效シ猛省奮起シ此ノ興亞奉公日制定ノ意義徹底ヲ期セラルベシ

昭和十四年八月二十二日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

告示

鳥取縣告示第五百三十二號

西伯郡新田井手普通水利組合區域左ノ通變更ス

昭和十四年八月二十二日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

一組合區域ニ編入シタル土地

村名	大字名	字	地名	地番
大和村	佐陀	東御山跡	八四八	
同	同	同	八四九	
同	同	灘道ノ東	九七〇ノ一	
同	同	沖新田	一、三〇二	

同	同	同	同	同	一、三〇四
同	同	同	同	同	一、三二二
同	同	灘道ノ東	九六六		
同	同	新兵衛開	一、〇四八		
同	同	山根谷	一、一五一		
同	同	沖新田	一、三三一ノ内		
同	同	同	同	同	一、三六一ノ二
同	同	同	同	同	一、三六一ノ四
同	同	同	同	同	一、三一〇
同	同	仙吉谷	一、四二三		
同	同	山根谷	一、一七〇		
同	同	同	同	同	一、一四八
同	同	同	同	同	一、一四八ノ一
同	同	仙吉谷	一、三九三ノ一		



00445

鳥き	四七梅津武生	鳥取市東品治町 北根運送鳥取支店	一三、七、一〇一四、六、五
鳥ひは	六七福井陽之助	鳥取市東品治町 日ノ丸商事株式會社	一二、八、二六一四、八、一〇
東た	一二木田徳子	東伯郡倉吉町 大正町高城 自動車株式會社	一一、七、八一四、八、二
西まは	二〇山本一男	西伯郡境町 丸神運送境港支店	一〇、三、一六一四、八、三

00446

通牒

發地第一五六號

昭和十四年八月十二日

市町村長殿

總務部長

國民徵用令ニ依リ徵用セラレタル者ノ處遇ニ關スル件

今回ノ支那事變ニ際シ國民徵用令ニ依リ陸海軍ニ徵用セラレタル者ノ處遇ニ關シ内務厚生兩次官軍事保護院總裁連名ヲ以テ通牒ノ次第モ有之候條別記諸點ヲ御含ミノ上可然御處置相成度

一 公共團體ノ吏員又ハ雇傭人ニシテ徵用セラレタルモノニ對シテハ應召者ニ準ジタル處遇ヲ爲ス等適當ナル處置ヲ講ズルコト

二 工場、鑛山其ノ他ノ民間事業主ニ雇傭セラルル者ニシテ徵用セラレタルモノニ對シテハ身分等ニ付應召者ニ準ジタル處遇ヲ爲サシムル様適當ナル處置ヲ準ズルコト

三 陸海軍ニ徵用セラレタル者ハ軍屬トナルベキヲ以テ應徵者ノ家族ニ對シテハ軍屬ノ家族ニ對スル軍人援護ヲ及ボスコト

四 應徵者ノ壯行、家庭ノ慰問、徵用ヲ解除セラレ歸郷スル者ノ歡迎等ハ應召者ニ準ジ之ヲ爲サシムル様適當ナル處置ヲ講ズルコト

被徵用者ニ對スル給與ハ被徵用者ヲ使用スル官衙ニ於テ從前ノ給與等ヲ斟酌シテ之ヲ支給スベキニ

付爲念

發商第四〇九號

昭和十四年八月十五日

市 町 村 長 殿

經 濟 部 長

臨時措置法ニ基ク命令ノ規定ニ依ル申請書ハ  
正副二通提出方ニ關スル件

明治二十九年一月鳥取縣令第十二號ニ依リ縣廳又ハ縣廳ヲ經テ他官廳ニ差出ス總テノ文書ハ貴所經  
由スルコトト相成居候處輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル法律及之ニ基キテ發スル命令ノ規定  
ニ依ル申請書ハ特別ナルモノヲ除キ爾今正副二通提出セシメラレ度尙右申請書中特殊ノモノニ付テ  
ハ其ノ詳細副申ノ上意見ヲ附シ進達相成様致度此段及通牒候

受商四二三二號

昭和十四年八月十五日

經 濟 部 長

市 町 村 長 殿

商 工 會 議 所 會 頭 殿

商 工 會 々 頭

カーバイト販賣價格ニ關スル件

受商第四三〇九號

昭和十四年八月十七日

經 濟 部 長

市 町 村 長 殿

製鐵設備制限規則施行ニ關スル件

曩ニ製鐵事業法ニ依リ一定規模以下ノ製鐵事業ニ付テハ許可制度ヨリ除外セラレシ處當今鐵屑及鐵  
鋼資材(製鐵設備用)ノ需給ノ逼迫セル事情ニ鑑ミ假令小規模ナリト雖モ此等製鐵事業ノ濫設ヲ放  
置スルニ於テハ鐵屑及鐵鋼資材ノ濫用ヲ來ス虞アリ茲ニ鐵屑ノ需給ヲ適合セシメ鐵鋼資材ノ節減ヲ  
圖ル趣旨ノ下ニ今般製鐵設備制限規則ヲ制定シ八月十日ヨリ施行相成候ニ付御了承ノ上本令制定ノ  
趣旨ヲ周知セシムルト共ニ之ガ圓滑ナル運用ニ充分協力相成度此段及通牒候  
追而本令ハ別紙要綱ニ依リ取締可相成ニ付申添候

(別 紙 省 略)

受商第四五〇九號

昭和十四年八月十七日

經濟部 局長

市町村 長  
商工會 議所會 頭  
商工會 々 頭

昭和十三年商工省告示第百九十九號改正ノ件

昭和十四年八月二日附商工省告示第百七十九號(昭和十四年八月二日官報所載)ヲ以テ人造絹絲ノ燃糸ノ最高價格告示相成候ニ付テハ關係業者ニ對シ周知方御取計相成度此段及通牒候  
追而爲參考燃糸配給系統圖及添付候

發士第三八二號 (添付書省略)

昭和十四年八月十七日

警察部 部長  
經濟部 部長

市町村 長  
警防團 長  
水防組 合 長

水害豫防對策ニ關スル件依命通牒

本縣ハ由來全國稀有ノ水災縣ニシテ毎年出水ニ際シ常ニ激甚ナル被害ヲ蒙リツツアルハ洵ニ遺憾ト  
スル所ナリ殊ニ本年ハ未曾有ノ早害ニ遭會シ農村ノ慘狀目ヲ掩フモノアリ今又出水季節ノ切迫ト共  
ニ重テ風水害ノ慘ヲ嘗ムルガ如キトアラバ寔ニ遺憾ニシテ憂慮ニ堪ヘザル所ナリ而シテ水

害ノ防止並ニ輕減ヲ圖ルノ途ハ治水事業ノ完成ニ俟ツモノ多シト雖モ又一面水防ニ關スル施  
化ト豫防準備ノ充實ニ依ルモノ尠カシ今ヤ出水季節ニ直面シ水防ニ關スル注意ヲ喚起シ豫防準備  
ノ完璧ヲ期スルハ喫緊ノ要務ト認ムルヲ以テ此際一般民衆ニ對シ特ニ注意ヲ喚起スルト共ニ大別  
記該當事項ニ付テハ遲滞ナク適當ナル措置ヲ講ジ以テ水害豫防ノ實績ヲ舉グル様格段ノ努力ヲ拂ハ  
レ度右依命及通牒候

一 土 木 ニ 關 ス ル 事 項

(一) 左記水防材料ヲ適當ニ準備シ置クコト

玉石、繩、針金、空俵、苳、丸太、竹、鶴嘴、鋤、スコップ、斧、鋸、鎌、提灯

(二) 出水ノ候アルトキハ警報ヲ發シ水防員ノ參集ヲ迅速ナラシムル様豫メ指示訓練ヲナスコト

(三) 河川ニシテ堤防護岸等破壞ノ候アル箇所ハ豫メ調査シ適當ニ措置ヲ講ジ置クコト

二 耕 地 ニ 關 ス ル 事 項

(一) 災害復舊工事ニ關スル注意

(イ) 井堰其ノ他ノ工事ニシテ工事中水害ヲ蒙ル虞アルモノハ己ムヲ得ザルモノノ外工事着手

ヲ出水期後ニ延期スルコト

(ロ) 既ニ工事中ノモノハ極力其ノ完成ヲ急グコト

(ハ) 常ニ氣象通報ニ注意シ豪雨出水ノ虞アル場合ハ災害ヲ未然ニ防止スル應急措置ヲ講ズル

コト

(二) 溜池餘水吐ニ雜草、竹木等繁茂シテ通水能力ヲ阻害スルモノ及堰板又ハ土俵等ヲ以テ餘水

吐ヲ堰キ上ゲアルモノハ速ニ之ヲ取除キ以テ出水ノ場合餘水吐ノ最大能力ヲ發揮セシムル

コト

00451

(三) 本年ノ如キ稀有ノ旱天續ノ場合ハ往々ニシテ溜池堰堤内外法面ニ龜裂ヲ生ジ續テ降雨アルトキハ雨水之ヨリ侵入ノ結果外法面ヨリ滑脱ヲ始メ遂ニ決潰ヲ來タシタル實例尠カラズ殊ニ在來ノ溜池ノ如ク法勾配ノ急ナルモノハ斯ル危險最モ多キヲ以テ堰堤ニ於ケル龜裂ノ有無ヲ検査シ斯ル箇所ヲ發見シタルトキハ速ニ適當修理ヲ施スコト  
 尙其ノ修理方法ニ付テハ本縣耕地課員ノ指導ヲ受クルコト

(四) 用水假堰其ノ他河川ノ通水ヲ阻害スル虞アル用水假施設ヲ設ケタルモノハ灌溉上必要無キニ至リタル時ハ遲滞ナク之ヲ撤廢スルコト  
 但シ本年旱害應急施設トシテ施行シタルモノハ其ノ施設ニ付豫メ本縣耕地課派出所長ノ認定ヲ受クルコト

(五) 用水樋門ニ不完全ノ點ナキヤ之ヲ検査シ其ノ不完全ナルモノハ修理ヲ施シ出水時完全閉鎖ニ支障ナカラシムルコト

(六) 用水路附帶餘水吐ハ溜池ノ場合ト同様障害物除去ニ留意スルコト

(七) 用水路ノ堤塘不完全ニシテ出水ノ際決潰ノ虞アレアル箇所ハ速ニ之ヲ修理スルコト

三 林 野ニ關スル事項

(一) 旱害其ノ他ノ爲林地ニ龜裂ヲ生ゼル箇所ハ豪雨ニ際シ崩落ノ虞アルヲ以テ龜裂箇所ニ對シテハ地元民ヲシテ粘土ヲ填充セシムルノ外適當ノ措置ヲナサシメ價クト共ニ豪雨ノ際ハ常ニ警戒ヲ怠ラズ被害ヲ最小限度ニ止ムルコト

(二) 荒廢林地復舊既設工事ニシテ補修ノ要アルモノ若ハ旱害ノ影響ヲ受ケ水路工、空積工、谷止等豪雨ノタメ流出ノ虞アレモノニ付テハ地元保護組合若ハ利害關係者ヲシテ適當ノ措置ヲ講ゼシメ萬一ノ場合ニ備フルト共ニ豪雨ノ際ハ常ニ警戒ヲ怠ラズ被害ヲ最小限度ニ止ム

00452

(三) 遊水林  
 ルコト  
 地元管理者ニ於テ水拔其ノ他設備ニ對シ適當ノ措置ヲ怠ラズ其ノ機能ヲ充分發揮セシムルコト

(四) 木 材  
 (イ) 伐採セルモノ及現ニ伐採中ノモノハ九月上旬迄ニ山地ノ流出ノ虞ナキ箇所ニ集積スルカ若ハ貯木場其ノ他安全ナル箇所ニ搬出ヲ了スルコト

(ロ) 製材所其ノ他ノ箇所ニ搬出又ハ集積セルモノト雖モ流出ノ虞アリト認メラルルモノハ安全ナル位置ニ積ミ替セシムルコト

(ハ) 今後伐採ニ着手セントスルモノニシテ(イ)ノ措置ヲ爲シ得ル見込ナキトキハ可成中途ニテ伐採ヲ中止若ハ九月上旬以後ニ伐採ニ着手セシムルコト

四 農 產 物 其ノ他ニ關スル事項  
 (一) 農作物水害豫防對策

- 1 排水路ニ注意シ滯水セシメザルコト
- 2 用排水路ノ雜草類ヲ除去シ水ノ流レヲ可良ナラシムルコト
- 3 稻田雜草ノ繁茂著シキヲ以テ除草ヲ十分ニ行フコト
- 4 畦畔ノ雜草ヲ刈取リ置クコト
- 5 藁稈類ヲ水田附近ニ堆積セザルコト
- 6 病害蟲ノ防除ヲ行ヒ稻ヲ強健ニ仕立テタルコト
- 7 代用作物ヲ栽培セルモノハ排水ニ特ニ注意スルコト

- 8 甘藷其ノ他ノ蔬菜畑ニ於テハ畦直シヲ兼テ溝上ゲヲ行フコト
  - 9 畑ノ周圍ニ排水路ヲ設ケ置クコト
- (二) 農作物浸水後ニ於ケル對策

- 1 水面ニ浮遊セル塵芥藁、稈類ノ除去ニ努メルコト
- 2 濁水ノ浸入セシ場合ハ退キ水ニ際シ作物ニ附着セル泥ヲ流スコト
- 3 埋没セル稻ハ速ヤカニ出來得ル限り除去シ之ガ生育ニ支障ナキ様スルコト
- 4 倒伏セル作物ヲ起コシ生育ニ支障ナキ様ニスルコト
- 5 病害蟲ノ發生ヲ認メタル際ハ直チニ防除ヲ行フコト
- 6 甘藷、大根、白菜類等ニアリテハ退水後直チニ清水ヲ以テ洗滌スルコト
- 7 流入土ハ輕ク耕シ土壤ヲ膨軟ニシテ日光空氣ノ透過ヲ良好ニスルコト

(三) 養蠶水害對策

- 1 速ニ自家桑園ノ被害狀況ヲ調査シ飼育中ノ蠶兒ニ對スル桑葉ノ過不足見込ヲ樹テ不足スル場合ハ退レ蠶等ノ淘汰ニ依リ桑葉トノ均衡ヲ保持スルコトニ努メ現金支出ノ減少ヲ圖リ買桑等ヲ戒ムルコト
  - 2 泥土ニ汚染シタル桑葉ヲ蠶兒ニ給與スルモ大ナル害ヲ及ボスモノニ非ザレ共水洗シテナルベク責桑ニ使用スル様留意スルコト
  - 3 浸水ノ爲摘桑不可能トナリ不足ヲ生ズル場合ハ豫メ注意シテ稍々室温ノ低下ヲ圖リ給桑回數及量ヲ減ズルコト
- (四) 畜産物水害豫防對策
- 1 飼料ハ水浸ノ虞ナキ厩舎ノ二階等ニ貯藏スルコト

發地第一四三號

昭和十四年八月十八日

市長 殿  
 選舉 肅正 運動ニ關スル件  
 總務部 長

- 2 可成古藁ノ保存ニ努メ各級ナル飼料ノ變換ヲサザルコト
- 1 厩舎ノ浸水シタルトキハ可成早ク排水ヲナシ汚土ヲ取り除キ新土ト變換スルト共ニ厩舎ノ乾燥ニ努ムルコト
- 2 藁ノ浸水或ハ汚染セルトキハ可成飼料トセザルコト
- 3 萬一飼料トスル場合ハ清水ニテ克ク水洗ヲナスト共ニ石灰藁トナシ家畜飼料ニ供スルコト
- 3 災害地域ノ家畜ニ對シ健康檢査ヲ勵行スルト共ニ飼養管理ニ特ニ留意スルコト

(五) 畜産物浸水後ニ於ケル對策

來ル九月二十一日執行縣會議員總選舉ヲ目標トスル肅正運動ニ關シテハ客月二十二日發地第一四三號ヲ以テ通牒致シ置キ候條各市町村ノ實情ニ即シタル適切ナル方策ニ依リ夫々實施中ノコトト被存候處選舉告示モ切迫ノ折柄ニ付市町村幹部協議會部落懇談會等未ダ實施ナキ向モ有之候ハハ本月中ニ必ラズ開催シ選舉ニ依ル國民奉公ノ趣旨徹底ヲ圖リ選舉犯ノ絶滅棄權ノ防止ヲ期セシメ自由公正ナル選舉ノ下ニ銓後國民ノ本分ヲ完ウスルニ遺憾ナカラシムルヤウ格段ノ御配慮相成度此段及通牒候



追テ肅正運動實施要目左記様式ニ依リ本月末日迄ニ御報告相成度報告ニ際シテハ殊ニ選舉肅正強  
調週間(自九月四日至同月十日)中ニ於テ實施スベキ事項ヲ明確ニセラレ度候  
(様式)

縣會議員選舉肅正運動實施要目

町市村

月 日 事 項 摘 要

受商第四五〇八號

昭和十四年八月十八日

經 濟 部 長

市 町 村 長  
商 工 會 議 所 會 頭  
商 工 會 頭 殿

商工省告示第六十號中改正ノ件

從來スフ並スフ絲ノ所謂ブローカーニ對シテハステールファイバー及スタブルファイバー絲販賣  
價格取締規則適用セラレザリシ關係上闇取引ヲ誘致スル悞レアリタルノミナラズ取締上遺憾ノ點ア  
リタルニ鑑ミ今般別紙之通り昭和十四年八月一日附商工省告示第七十七號ヲ以テ販賣業者(製造  
業者ヲ除ク)ガ消費者ニ對シ販賣スル場合ノミナラズ販賣業者ニ對シ販賣スル場合ニ於テモ公定價格  
ノ適用ヲ受ケシムルコトト相成候ニ付テハ關係業者ニ對シ之ガ趣旨ノ徹底方ニ付可然取計相成度此  
段及通牒候 (別記 省 略)

昭和十四年八月廿二日印刷  
昭和十四年八月廿二日發行

發行 鳥取縣鳥取市東町  
鳥取縣高郡大正村大字古海  
印刷 鳥取縣鳥取市東町